

高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の安定確保や地域住民の健康の維持・増進、多様な世代の交流促進等を図ることを目的として、住宅団地等に拠点施設を新設・改修する場合その費用に対して、国が民間事業者等に補助を行う。

■概要

<事業の要件>

- ① 住宅団地等の戸数が100戸以上※1であること。
- ② 地方公共団体と連携して「スマートウェルネス計画」※2が定められていること。
- ③ 整備する施設が「スマートウェルネス計画」に位置付けられていること。
- ④ 周辺地域の住民も利用可能であること。
- ⑤ 資金の調達が確実であること

<補助率等>

拠点施設の整備(建設・改修・買取)にかかわる費用を補助
補助率 : 1/3以内
補助限度額 : 1,000万円(1施設につき)

<問い合わせ先>

電話:03-6268-9028、メールアドレス:kyoten@swrc.co.jp
ホームページ: <http://kyoten-swrc.jp/> ※補助申請の終了とともに、当該URLの利用も既に終了しています。

<対象となる拠点施設>

- ① 高齢者生活支援施設:
診療所、訪問介護事業所、通所介護事業所、居宅介護支援事業所 など
- ② 障害者福祉施設 :
障害者支援施設、共同生活援助施設(障害者グループホーム)など
- ③ 子育て支援施設 :
保育所、託児所、学童保育施設、住民の運営による共同育児スペース など
- ④ その他の施設 :
事業目的に資する食事サービス、交流施設など

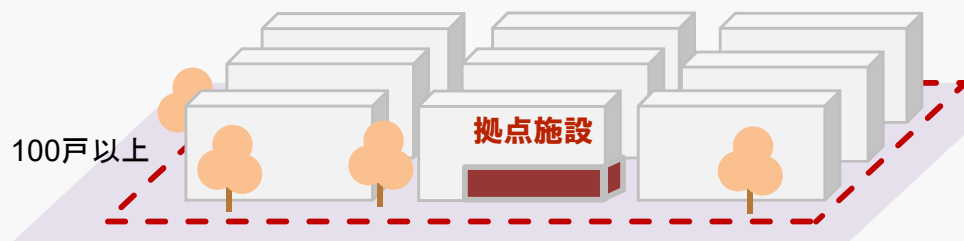
※1 公営住宅や地域優良賃貸住宅等については、100戸未満でも対象。

※2 住宅団地等の管理者が、地方公共団体と連携して、
① 地域における高齢者等の居住の安定確保、地域住民の健康維持と増進、多様な世代の交流促進、地域コミュニティ活動の活性化等に関する方針、
② 拠点施設に関する事項
③ 生活支援・多世代交流活動に関する事項
などを定めたもの。

■イメージ

<住宅団地の場合>

- ・公営住宅、UR団地、公団地等の住宅団地
- ・住宅団地内の住戸数が約100戸以上
- ・建て替え等による余剰地や1階の空きスペース等に、拠点施設を整備



<一般の住宅地の場合>

- ・戸建て住宅地など一般の住宅地など
- ・区域内の住戸数が約100戸以上
- ・空き地や既存の空き家等の改修により、拠点施設を整備

